

い           とう           きよ           お  
伊           藤           清           郎

学位の種類           博士(文学)  
学位記番号           文第170号  
学位授与年月日       平成12年12月21日  
学位授与の要件       学位規則第4条第2項該当

学位論文題目       中世日本の国家と寺社

論文審査委員       (主査)

教授 今泉隆雄       教授 大藤修  
教授 玉懸博之  
助教授 柳原敏昭

## 論文内容の要旨

### 序論

ここでは戦後半世紀余にわたる寺院・神社研究の歴史を年代ごと、つまり(1)1945年～1950年代、(2)1960年代、(3)1970年代、(4)1980年代、(5)1990年代、にわたってふりかえり、そのうえで本論文の視角を明確にしている。

本論文の視点としては、まず第1に、顕密体制を担っている寺社と僧尼、神官を中世国家はいかに統制したのか、また古代国家段階とはどう異なり、如何なる特徴を有するものなのか、さらに公家・武家と並ぶ寺社権門が唱える「王法即仏法」の実態は如何なるものなのか等を解明する。第2に、領主制に則って寺社勢力論を構築する課題に迫る。本論文は、この2つの課題を、中世国家論と関連させつつ、国家と寺院、国家と神社・祭祀の視角から論述する。

上記の視角をふまえて、本論文は、第I部・第II部にわけ、第I部においては国家と寺院の関係つまりは寺院制度史としての僧綱制と、個別の中央有力寺院・地方寺院、それに寺院内部に生活する子どもつまり児童たちの生活の様相について考察する。第II部においては国家と祭祀にふれ、支配イデオロギーと神社の役割、幕府権力・国衙・領主と神社の関係について具体的に考察していく。

### 第I部 僧綱制と寺院

#### 第1章 中世の僧綱制

古代国家による僧尼・寺院統制機構の1つであった僧綱およびその事務所であった僧綱所を

とりあげ、僧綱・僧綱所が中世では如何なる機能を有していたかを検討した。

その結果、公事としての仏事を経営する際、僧綱・僧綱所が僧綱牒を発給して最高責任者を定めたり、直接僧綱所が講会に参加する人員を選定・動員したりする。この僧綱所には仏事儀式に関する先例・故実が蓄積されていて、経営上問題にぶつかった場合には、僧綱所に当該問題を尋ね問い、僧綱所からの勘申に依拠して処理する。僧綱所は仁和寺内に置かれていて、狭義の僧綱などから構成されている。延暦寺の場合でも、得度・受戒が独自に行われてはいるものの、同寺の仏事経営にも僧綱・僧綱所が深く関与している。

中世国家の僧尼・寺院統制とその機構の中核は、僧綱・僧綱所であり、中世僧綱制は厳然として存在し、機能しているといえよう。寺院・権門毎に膨大な所領と巨大な支配組織が存在し、自立性を保ってはいるが、国家は僧綱制を通じて八宗体制の中核部分・根幹部分を的確に掌握していると結論づけられる。

## 第2章 中世の醍醐寺

醍醐寺の出発点は、貞観年間に聖宝が山上（笠取山）に准胝堂・如意輪堂を創建したことに始まる。10世紀に入ると三代の御願を足がかりに伽藍・寺域・勢力を拡大していくが、それは御願寺として国家による丸がかえ的な保護によるものであった。同寺が中世においてどのように展開していったのかが本章の課題である。

まず組織と構造について、惣寺と門跡寺院とに分けて考察した。惣寺の伽藍を上醍醐・下醍醐に区分してみるとともに、検校・座主・供僧等の人的構成と座主が太政官牒をもって補任されること、機構としては政所・公文所・御厨子所・納所があり、それらの機能にもふれた。僧侶らは惣寺衆徒として結合し行動していた。一方、醍醐寺内には三宝院以下5つの門跡寺院があり、それらはほぼ12世紀には成立していた。門跡寺院の内部構成は、院主・供僧・三綱そして堂衆、雑事に従う者たちからなり、政所が存在していた。院主は政所を支配下に置き、三綱や供僧の補任権をもち、同時に門徒（附法弟子）をかかえて彼らを通じて寺内に勢力を扶植していった。

次に寺領について惣寺領と門跡領とに区分して考察した。両者ともに荘園と供料田からなり、後者は、門跡毎に政所を通じて預所・下司などの補任を行い、年貢・雑役の徴収と農民支配を行っていた。イデオロギー支配にもふれ、山上准胝堂に祀られている執金剛神を例にとり、膝下寺領の農民たちが15世紀末段階に至っても寺家のイデオロギー的呪縛から未解放な姿を明らかにした。

さらに王法仏法相助という体制の中で、祈祷を通じて醍醐寺と公家・武家が如何なる関係をつくっていたかについてもふれた。公家や武家が施主になって同寺内で行われた祈祷が実施されていく過程と寺家側の対応、公武による醍醐寺の取り込みや寺僧の動き等をみた。殊に文観という新手の律宗を身につけた怪僧が、後醍醐天皇と結びながら、醍醐寺の中で勢力を増すとともに、ついに醍醐寺を後醍醐権力に傾斜させていく役割を果たした様相をみた。

## 第3章 寺社にみる「童」

中世寺社内にいる子どもとしての児・童を素材にして、彼らの生活実態や存在する意義と役割などを考察し、その中から中世社会における子供の存在を再考してみる手がかりを探り出すのが本章の課題である。

中世寺社内部では、古代から存続していた15歳得度、20歳受戒の原則を厳守しようとしている。これは後継者養成過程の有名無実化を防止するとともに、各院坊に所属する児・童が15歳に至るまでに寺社内で果たす役割の重要性を認識していたからに他ならない。その重要性の最たるものは、童舞の担い手である。童舞は神降ろし・招魂にすぐれ、その場を霊的場にすることによって、修法などの効果を一層高めたのである。

役割はこれだけではない。師僧に供奉すること、さらに学芸・管弦・詩歌などの教養や諸技術を身につけ、国家的祈祷・修法を営む僧侶の後継者の道を歩むことも重要な課題であった。

このように寺社内の児・童たちは独自の世界をもち、属する社会集団内で確固たる位置を占めていることに注目したい。中世社会全体に目をやっても、子どもたちの世界が独自性を保ち、自由にのびのび生活している様子が指摘されている。むろん光の部分に対して、影・陰惨な部分が存在することは明白ではあるが、子どもの世界が確固として存在する意義は大きいといえよう。

#### 第4章 羽州瑞宝山慈恩寺

山形県寒河江市にある慈恩寺を、鎌倉幕府の宗教政策との関連、東国さらに東アジア的広がりの中でとらえなおしてみるのが本章の課題である。

慈恩寺は、一方で葉山信仰という在地的神と結合しつつ、他方で出羽に流入してきた中央的仏教的諸信仰を集約するという形で建立され、そして密教寺院として発展していったものと考えられる。殊に鳥羽上皇勅願によって同寺内堂社の整備がなされたことは、慈恩寺の性格を考えるとときに重要である。

鎌倉幕府は、奥羽に強靱な勢力を有していた天台宗寺院を牽制し、その勢力を削減するために真言宗を重用し、さらに鎌倉中・後期に至ると、北条得宗権力は禅宗・西大寺系律宗を最大限に重用するようになる。さらに寺社勢力の中に幕府勢力を直接注入するために、幕府・将軍の天下泰平、武運長久を祈祷させる関東御祈祷所を全国に設定していったことが知られている。こうした幕府の宗教政策の中で、慈恩寺もその波をまともに被ることになる。真言宗勢力の強化、関東御祈祷所化、禅宗化がなされ、鎌倉時代につくられたとされる聖徳太子像もこうした連関の中で同寺に搬入されたものと考えられる。しかも宋人蘭溪道隆の法脈や人脈が、出羽の慈恩寺まで及んでいたと推定され、慈恩寺をめぐる人的交流は、中国を中核とした東アジア的規模での国際的環境の中にあつたことが明らかになった。また同寺三重塔の本尊大日如来の搬入の例などから常陸国をはじめとする東国との宗教交流も盛んであつたことがわかった。

## 第Ⅱ部 国家と祭祀

### 第1章 石清水八幡宮

本章では、石清水八幡宮の組織と機構、紀氏門閥支配の形成、神人の性格、そして八幡宮領の構造にふれ、社家権門の権力的特質をとらえることを課題としている。

まず組織は、A祠官B神官C三綱からなり、Aは検校・別当・権別当・修理別当・少別当から構成され、検校が常置になると、別当に代わり検校が全権を掌握していく。そして検校・別当・権別当・修理別当らは太政官符による官任であつた。機構はA所司・諸職B諸奉行からなる。Aは政所・公文所・達所・供所・馬所などがあつて、政所は、下司職の補任・請所の承認・所務相論の裁許等を行っている。紀氏一族である大安寺僧行教が貞観元年(859)宇佐宮か

ら八幡宮を男山の地に勧請したことにより御豊系紀氏が次第に別当・検校を占めるようになり、12世紀にはほぼ独占し、別当家も田中家・善法寺家に分立し、門閥支配を形成していく。八幡宮領は宮寺（護国寺）領・別当家領・所司供僧領からなるが、巨大な別当家領の中に所司供僧領を組み込み、さらに別神領（私領）を拡大していく。このような八幡宮領の構造が石清水八幡宮の権力的特質を規定していった。神人は本所神人と散在神人とに分けられるが、八幡宮や別宮（末社）の動向に強く影響を与えていく神人の中核は、在地領主的性格をもつ層と考えられる。神人には芸能者・手工業者・商人などもおり、石清水八幡宮は、彼らを神人奉行・諸座神人奉行の支配下におき、彼らを「名帳」に記載して朝廷に届け出ることによって、公家政権および幕府から諸特権を保証されていた。また彼らから神人役を徴収するとともに、神人に対する行政裁判権も有していた。

## 第2章 中世国家と八幡宮放生会

本章では、中世国家の中に石清水八幡宮・放生会を位置づけ、さらに放生会と「殺生禁断」イデオロギーとの関連性について考察する。

宇佐八幡宮で行われていた放生会は、石清水八幡宮でも毎年8月13日から15日にわたって行われた。石清水八幡宮が「国之宗廟」なる故に11世紀末には、同放生会は国家的行事の1つとして位置づけられていく。さらに公家政権へ持ち込まれる石清水宮に関する訴訟において、その決着がつくまでの過程での八幡宮神人の動向に注目した。彼らは石清水八幡宮＝国家の宗廟、石清水放生会＝国家の大祭という地位を最大限に利用して神人強訴を展開し、彼らの要求を貫徹させていくという様相が明らかとなった。

次に宇佐八幡宮・宇佐五所別宮・鶴岡八幡宮・荘園鎮守など諸八幡宮放生会を考察すると、中央政府公家レベルのもの（石清水放生会）と、大宰府レベルのもの（宇佐放生会）、各国衙レベルのもの（宇佐五所放生会）、この公家－大宰府・国衙レベルのものを一部分有する形で鎌倉幕府レベルのもの（鶴岡放生会）、さらにこれらの下に、本所・領家・在地領主主導の下に荘鎮守レベルのものが存在している。石清水放生会は構造的には、8月15・16両日前後に一斉に催される諸八幡宮放生会の頂点に位置するものであり、同会は、公家・武家・社寺全体つまり中世国家全体で維持された「国営」放生会であったのである。鎌倉期に入ると官宣旨・宣旨を受けて鎌倉幕府が守護を通じて地頭・御家人に「石清水放生会以前殺生禁断」を厳守させていく。石清水宮ばかりではない。宇佐・鶴岡各宮をはじめ諸八幡宮において殺生禁断を実施している。これは荘園領主イデオロギーを支える殺生禁断イデオロギーを一層強固なものとし、個別荘園を越えて荘園・公領体制を支えるイデオロギーの1つに発展させ、固定化していくものと考えられる。

## 第3章 鎌倉幕府と鶴岡八幡宮

幕府の守護社であり、都市鎌倉の中心を占める鶴岡八幡宮の歴史的な性格を考察するのが本章の課題である。

鶴岡八幡宮の神事には、原則的に東国御家人のみが参加できた。しかも幕府内の政治的身分秩序を再認識させ、固定化させる役割も担っていた。したがって、同宮は、八幡信仰の浸透を土台にして東国御家人を結集する場であり、鎌倉幕府の繁栄を祝う場でもあった。さらに八幡宮供僧によって近隣寺社の諸職兼帯がなされるなど、相模国内のみならず近国寺社の上に立つ

存在になっていく。八幡宮領も、幕府成立前後の動乱やそれ以降の反乱の際に、反乱者の所領を没収して神領にしたり、交通の要衝に設定したりして。これは御家人統制を基本とする幕府の政治的軍事的支配と深く関連していることを示している。このように、幕府は八幡信仰を御家人結集の精神的中核にするとともに、東国において八幡信仰の頂点に立つ鶴岡八幡宮を、御家人統制の中核的位置にすえている。

#### 第4章 奥州一宮塩釜神社

塩釜神社を構造・組織、祭礼などの諸側面から考察し、奥州一宮としての同社像を解明するのが本章の課題である。

まず創建時から同社をとりまく古代・中世の歴史をみってみる。9世紀初めに国府多賀城の近く、千賀浦（塩釜浦）が見渡せる山上（一森山）に蝦夷攻略の際に功のあった武甕槌神と経津主神それに製塩をつかさどる海神塩土老翁神を合祀したのがはじまりであろう。古代以降中央政府、平泉藤原氏らに崇敬され、奥羽合戦以降は留守職に補任された伊沢氏が仏神事をつかさどっていった。南北朝・室町期・戦国期においても奥州管領・同探題大崎氏・伊達氏らによって重視されていった。また起請文から同社の信仰は、奥州一円はいうまでもなく、関東までにも及んでいたことがわかる。

塩釜神社には、左宮・右宮・別宮があり、神宮寺も存在していた。社領は、北は外が浜・糠部郡から南は行方保・宇田荘まで散在し、末社も存在していた。祭礼は、正月6日の御田植祭、7月の御釜水替神事・藻塩焼神事と大祭、11月1日の嘉津良比祭が中心となっている。御田植祭は予祝の神事で、陸奥国内の豊作を祈り、秋に嘉津良比祭で豊饒であることを神に感謝する。一宮として陸奥国内に勸農イデオロギーを宣揚するにふさわしい祭礼である。7月の祭りは新しい製塩技術を伝来した神への報謝の神事であり、塩釜神社固有の神事である。これらの神事は、周辺の寺社の協力のもとに、国衙に結集する領主層の参加によって営まれたものであろう。国衙に結集する領主層の政治的守護神である一宮塩釜神社にふさわしい祭礼であることが理解されよう。だからこそ、古代から中世にかけて国家や幕府等が同社を重視するのも首肯される。

#### 第5章 「郡総鎮守」と領主制

「郡総鎮守」の歴史の実態の解明と『宗像氏事書』の基本的性格を再検討することを本章の課題とする。

「郡総鎮守」の実態としては、郡内有力神社の中で第1位に位置し、修理・造営料が郡内公田に賦課され、祭礼も郡内在地領主層が参加して催されていることなどが指摘できる。「郡総鎮守」の1つである筑前国宗像郡に鎮座する宗像神社をとりあげる。同社大宮司宗像家に所蔵されている文書の中に、『宗像氏事書』が存在する。正和2年（1313）正月9日に制定された『宗像氏事書』は13箇条からなり、その内容は宗像社の修理・造営、神事・仏事そして社領の経営・支配に関するものである。この『宗像氏事書』の性格について、従来は一個の在地領主宗像氏の法であるにとらえてきたが、社領構造や支配の様相などをふまえて各条文を再検討してみると、社領内に存在する宗像氏をはじめとする在地領主層全体に関わる規範にとらえるほうがより妥当であることが明らかになった。このような郡規模に結集する在地領主層の規範などを前提にして、本所法や幕府法が機能するものであろうし、南北朝以降における国人一揆形成の1つの基礎になり、やがて戦国期においてもかかる在地領主層の結集が分国法を規定して

いく一要因となっていくものと考えられる。

## 結 び

第Ⅰ部においては、僧綱制をみることによって、国家によって寺院・僧尼が統制されていることが明らかになった。従来の説では、中世に至ると国家の僧尼・寺院統制機能は有名無実となり、崩壊し去るというのが一般的見解であったが、本論では、中世僧綱制は厳存しており、国家は顕密体制・八宗体制の中枢部分・根幹部分を的確に掌握していたことを明確にした。顕密寺院の1つである醍醐寺の構造それに公家・武家との修法を通じての政治的関係の濃密さも明らかになった。また寺院内部における児童たちの与えられた使命と彼らの生活の様相を解明した。従来の説では副次的位置にしかなかったとされる児童たちが、寺院内において主役に近い存在であることを明確にした。一方、地方寺院の1つである慈恩寺の地域における地位、鎌倉幕府の宗教政策により寺院の性格や体質が変化していく姿、羽州にありながら東アジア世界につながっている様子などを指摘した。仏教がアジアに広がっている状況の中で、東アジアの一角を占める日本、その日本の地方寺院たりといえども、東アジア世界につながっていく可能性を十分に有していたことを明確にした。

第Ⅱ部においては、八幡宮放生会の「殺生禁断」イデオロギーが、荘園・公領体制の支配イデオロギーの一翼を担っていることを明らかにした。公家・武家と石清水八幡宮・鶴岡八幡宮との強い関係や両宮の構造・機構・神領なども明らかにした。従来研究の薄かった社家権門、その1つである石清水八幡宮の組織・構造を解明し、中世国家における社家権門の位置と役割を明確にし、社家権門の組織の中に組み込まれた在地領主の様相にもふれた。さらに一宮塩釜神社の構造・組織・社領・祭礼の特色などについて考究した。また領主支配における「郡総鎮守」の果たす役割と在地領主法『宗像氏事書』の性格などを解明した。このように鶴岡八幡宮・塩釜神社・「郡総鎮守」をめぐる考察を通じて、在地領主支配の展開が、幕府レベル・一国レベル・郡レベルにおいて、神社と深く関連する様相を明確にし得たと考える。

以上第Ⅰ部・第Ⅱ部を通じて、権門体制論・顕密体制論・寺社勢力論の肉付けをし、前進させ、中世国家論を深化させたと考える。さらに在地領主と神社の関係をみる中で、領主制論ののって寺社勢力論を構築することも提示した。

次に、現実の社会が歴史学研究に提起している諸課題を列記し、さらに中世史研究を志す者の一人として、何が研究課題として見えてくるのかを4点にわたって述懐した。第1には、荘園や国衙領を越え、地頭や荘園領主等の個別領主支配を越えて、広がっていく信仰や宗教の様相の解明。そして国を越えた東シナ海圏・日本海圏や蝦夷地での、異民族・異文化と遭遇したときの衝撃とその後の展開。第2には、自然の破壊によって生じる猛威を、神仏はどう人間社会に警告したのか、中世人はライフサイクルの中で、死とどう向きあったのか。第3には、古代から中世に至る歴史の中で、氏から家の確立そして個人の自立など、大きな変動が生じたのであるが、そこで信仰・仏教が与えた影響。また中世において宗教的徳徳が家・村をはじめとする人間集団においていかに機能していたのかをより鮮明に解明する。第4には、中世においては呪術・神秘主義が大きな比重を占めていたかを解明し、それらの克服の過程が個人の自立・社会の進展・科学技術の進歩につながってきたことを現代向かって強く説くこと。以上のことを課題として、研究を続けていきたいと考えている。

# 論文審査結果の要旨

本論文は、日本中世の寺院と神社について、国家権力との関係で明らかにしたものである。全体は、序論、本論2部9章、結びによって構成される。

序論では、中世の寺社に関する戦後の研究史を整理して、本論文の視角と課題を明らかにする。戦後の中世宗教の研究では、黒田俊雄が提起する、寺社が公家・武家とならぶ権門として国家権力の一角を構成したという権門体制論、および天台宗・真言宗など顕密仏教が国家と結合し、国家支配のイデオロギーであったとする顕密体制論が有力であるとし、本論文がこの学説を基礎とし、中世国家による顕密体制をになう寺社の統制、領主制に則った寺社勢力論について考察すると述べる。

第I部「僧綱制と寺院」は、国家と寺院に関して、僧綱制による寺院統制、醍醐寺、出羽の慈恩寺、寺院内の児童などを題材として考察する。

第1章「中世の僧綱制」は、古代国家において寺院と僧尼の統制機構であった僧綱が、平安時代院政期・鎌倉時代において、国家行事としての仏教法会や、僧尼の得度・受戒に関与しており、中世においても僧綱は国家の僧尼と寺院に対する統制機構として機能し、国家は僧綱制によって八宗体制の根幹部分を掌握していたことを解明する。本章は厳密な制度史的考察によって、中世には僧綱が有名無実化していたという従来の通説を覆した。

第2章「中世の醍醐寺」は、顕密寺院の一つの事例として、天皇の御願寺である醍醐寺に関して、平安時代院政期から室町時代までその組織と機構および寺領について、寺全体の惣寺と寺内の門跡寺院に分けて考察し、さらに醍醐寺が祈祷を通して公家・武家と密接な関係を持ったことを明らかにする。本章は、これまで個別的な問題に関して論じられていた醍醐寺について、包括的に解明したものであり、醍醐寺を一事例として中世の顕密寺院の様相が具体的に明らかにされた。

第3章「寺社にみる『童』」は、中世の寺社内部にいた年少の児・童が、僧の後継者として重要な存在で、そのため学芸・管弦・詩歌などの教育を受け、さらに神降ろしや招魂のための童舞の舞手をして重要な役割を果たしたことを明らかにする。本章は、史料の不足を説話集や絵巻物を活用して、寺社内の児童の独自の世界を解明したばかりでなく、社会史的な観点から注目される子供の歴史の研究に一定の意義をもつものである。

第4章「羽州瑞宝山慈恩寺」は、山形県寒河江市にある慈恩寺が、在地の葉山の信仰という庶民信仰をもとに、中央の仏教信仰を受容して12世紀に創建され、鎌倉時代には幕府の宗教政策のもとで、真言宗勢力が強化され、関東御祈祷所とされ、さらに後には禅宗化されるという変化を遂げ、同寺現存の聖徳太子像はその禅宗化によって肥前から搬入され、三重塔の大日如来は常陸との宗教交流の中から搬入されたことなどを明らかにする。本章は、史料の不足を周辺の状況から推測して、慈恩寺の歴史とともに、地方有力寺院と国家との関係を明らかにした。

第II部「国家と祭祀」は、国家と神祇祭祀について、支配イデオロギーと神社の役割、幕府権力・国衙・領主と神社の関係などの問題を、石清水八幡宮、鶴岡八幡宮、塩釜神社、郡惣鎮守などを題材として考察する。

第1章「石清水八幡宮」は、中世において伊勢大神宮とともに国家的神祇体系の頂点にあった石清水八幡宮について、院政期から鎌倉時代までの神社の組織・機構、神人の性格、八幡宮領などに関して考察する。本宮の組織は祠官、神官、三綱からなり、機構として所司・諸職、

諸奉行がおかれ、12世紀から紀氏が祠官のトップである検校・別当を独占して門閥支配を形成し、また本宮に隷属する神人は在地領主的な階層で、芸能者・手工業者・商人を含み、公家政権・幕府から特権を保証されていたことなどを明らかにした。本章はこれまで研究のうすかった中世の社家権門の一事例として、石清水八幡宮について包括的に解明したものである。

第2章「中世国家と八幡宮放生会」は、院政期から鎌倉時代にかけて石清水八幡宮を頂点に諸国の八幡宮で行われた放生会と、放生会にともなって命じられた殺生禁断が中世国家のイデオロギーであることを考察する。石清水八幡宮は国家的な神社であることから、その代表的な法会である放生会は、中世国家全体で行われる国家的な大祭であり、これを頂点として、大宰府段階の宇佐八幡宮、国衙段階の宇佐五所別宮、鎌倉幕府段階の鶴岡八幡宮、荘園段階の荘鎮守などの各段階の八幡宮で放生会が行われ、これにともなって命じられる殺生禁断は、個別的な荘園をこえて荘園・公領体制の領域支配を支えるイデオロギーであったことなどを明らかにする。本章は、神社とその法会が中世国家を支えることを、八幡宮と放生会によって具体的に描き出している。

第3章「鎌倉幕府と鶴岡八幡宮」は、鎌倉幕府の守護社である鶴岡八幡宮が、東国御家人を精神的に結集する中核の役割を果たし、また相模国や近国の寺社の頂点に立つ存在であり、同宮領の配置が幕府の御家人統制の政治的・軍事的支配と深く関係したことなどを明らかにする。本章は武家における神社の意義を明らかにしたものである。

第4章「奥州一宮塩釜神社」は、奥州一宮である塩釜神社について、平安時代から戦国時代までの歴史を、構造・組織・社領・祭礼などの面から考察したものである。塩釜神社は、9世紀初めに創始されてから戦国時代に至るまで、平泉藤原氏、陸奥国留守職、奥州管領、奥州探題など同国の支配者に重視され、その社領は陸奥国一円におよび、その祭礼は国衙に結集する領主層によって営まれ、彼らの政治的守護神であったことを明らかにした。本章は国の一宮の神社と領主層の関係を明らかにしたものである。

第5章「『郡総鎮守』と領主制」は、郡の最有力神社である郡総鎮守が、郡内公田への賦課によって維持され、郡内の領主層によって祭礼が営まれたこと、さらに筑前国宗像郡の総鎮守である宗像神社の「宗像氏事書」が、これまで考えられたように在地領主宗像氏の法ではなく、同社領内にある宗像氏をはじめとする在地領主全体の規範であったことなどを明らかにした。

「結び」では、本論文の内容を要約し、現代日本が直面する国内的・世界的な課題に対して中世宗教史研究が答えるべき研究課題について述べて結びとする。

本論文は、中世の寺社について、国家の寺院統制機構である僧綱制、顕密大寺院である醍醐寺、寺社内部にいた児童、地方寺院の慈恩寺、顕密社家である石清水八幡宮、鎌倉幕府の守護社である鶴岡八幡宮、陸奥国の一宮である塩釜神社、郡の有力神社である郡総鎮守を考察して、寺社と国家、また在地領主制との関係、さらに寺社の支配イデオロギーなどを明らかにし、論者が基礎とする黒田俊雄の権門体制論・顕密体制論を、実証的に肉付けすることに成功している。その考察は、史料の博搜に基づき、堅固な実証性に裏付けられて説得的であり、多くの新しい知見を含んでいる。その研究成果は中世宗教史研究はもとより、中世史全体の研究を進展せしめるものであり、斯界の学問的発展に寄与するところ大なるものがある。

よって本論文の提出者は博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。